

消学第142号
平成23年11月24日

各消防本部消防長 様

岐阜県消防学校長

消防職員教育における健康診断書について（通知）

消防職員教育における入校申込み時に提出する健康診断書については、「消防職員教育における健康診断書について（通知）」（平成20年2月1日付け消学第188号）により取り扱ってきたところですが、これを廃止し、平成24年度に実施する教育訓練から下記により取り扱うこととしましたので通知します。

入校者の健康状態を正確に把握し、教育訓練を円滑に進めるため、御理解と御協力をお願いします。

記

1 健康診断書の提出を要する教育訓練

- (1) 初任教育
- (2) 専科教育救急科（初任教育に引き続き受講する者を除く）
- (3) 専科教育救助科
- (4) 特別教育水難救助科
- (5) その他校長が必要と認める教育訓練
（具体的には、毎年度作成する「消防学校教育訓練計画」の別表「入校申込提出書類一覧表」を参照してください。）

2 健康診断書

入校申込期限前3か月以内に診断したもので、次の項目が記載されていること。

氏名	生年月日	血圧	胸部（X線）診断所見
尿所見	既往歴	医師の診断所見	

初任教育のみ追加項目

身長・体重	視力・聴力	心電図診断所見
-------	-------	---------

胸部（X線）診断については、申込期限の1年以内に行われていれば、その写しでも可。

3 その他

- (1) 前記期間内に健康診断を行い、前記項目についての健康診断が行われ、健康診断書が取ってある場合はその写し。（初任教育入校者のうち新規採用者については、雇入時健康診断書の写しでも可。ただし、申込期限に間に合うこと。）
- (2) 労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断が行われている場合は、その結果が記載されている直近の健康診断個人票又は健康手帳の写し。
- (3) はしか罹患歴や予防接種歴がない又は不明の場合は、予防接種等を受けるよう指導をお願いします。